

諮問庁：日本司法支援センター

諮問日：令和3年3月29日（令和3年（独個）諮問第14号）

答申日：令和3年8月26日（令和3年度（独個）答申第18号）

事件名：本人に係る職員別給与簿（特定年度）の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「職員別給与簿（特定年度）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年6月19日付け司支総第48号により、日本司法支援センター（以下「センター」、  
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）につき、原処分は誤った前提に基づき発出されたものであるから、訂正されるべきである。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 審査請求書

原処分は、審査請求人が求めた「職員別給与簿（特定年度）のうち、開示請求者に関する部分」の開示請求に対して、「保存期間が満了したことにより、特定年月日付で廃棄済みであり、文書不存在であるため。」不開示決定を行った。

しかし、法テラスのHPでも公開されている「法人文書ファイル管理簿」では、職員別給与簿の保存期間は、「離職した日から起算して5年」となっている。

審査請求人は、特定年A特定月から現在に至るまで、一貫してセンターの職員の身分を有している。

だから、職員給与簿が廃棄済みということは考えられない。（もし、本当に廃棄済みだとしたら、誤廃棄を行ったということであり、それは重大な過誤である。）

よって審査請求人が請求した文書は存在しているはずであり、原処分は誤りというほかないので、速やかに訂正されるべきである。

##### (2) 意見書

諮問庁に対して閲覧をさせることは、適当でない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、以下の理由により、原処分を維持することが相当と考える。

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年5月22日付けで、法13条1項の規定に基づき、処分庁に対し「職員別給与簿（特定年度）のうち、開示請求者に関する部分」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月25日付けでこれを受理した。
- (2) 処分庁は、本件開示請求に対応する法人文書として、センター本部総務部人事課（以下、単に「本部人事課」という。）が保有していた法人文書（以下「本件対象文書」という。）を特定したが、本件対象文書は保存期間が満了したことにより特定年月日付けで廃棄済みであったため、令和2年6月19日付けで原処分を行った。
- (3) これに対して、審査請求人は、令和2年8月24日付けで、諮問庁に対して、原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は同月26日付けでこれを受理した。

#### 2 本件審査請求に理由がないこと

##### (1) 本件対象文書について

センターでは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）13条1項に基づき、センター文書管理規程（以下「規程」という。）を制定し、センターにおける法人文書の管理についての必要な事項を定めている。

法人文書の保存期間については、規程に基づき、センター本部課室等の文書管理の責任者である文書管理者が基準を定め、当該基準に従い設定を行っている。

本件対象文書を作成・取得した当時、「職員別給与簿」は、保存期間は「5年（暦年保管）」、保存期間満了時の措置は「廃棄」と設定されており、本件対象文書を作成・取得した翌年1月1日を起算点として特定年B1月1日から特定年C12月31日までの5年間本部人事課で保存した後、保存期間が満了した翌年の特定年月日に廃棄を実施している。

##### (2) 原処分の相当性について

審査請求人は、「しかし、法テラスのHPでも公開されている『法人文書ファイル管理簿』では、職員別給与簿の保存期間は、『離職した日から起算して5年』となっている。審査請求人は、特定年A特定月から現在に至るまで、一貫してセンターの職員の身分を有している。だから、職員給与簿が廃棄済みということは考えられない。」と主張するが、本部人事課における廃棄手続に係る経緯は上記（1）のとおりであり、本

件対象文書が「廃棄済みということは考えられない」とする審査請求人の主張は前提において誤っており、失当である。

したがって、不開示決定とした原処分における判断は正当である。

### 3 結論

以上の理由から、諮問庁の決定は正当と考え、原処分を維持するのが相当と考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年3月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月26日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年7月14日 審議
- ⑤ 同年8月20日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、保存期間が満了したことにより特定年月日付けで廃棄済みであり、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めていると解されるが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

センターでは、文書の性質上、暦年での保存が適切と考えられる法人文書については、1月1日から12月31日までの暦年を基準とした保存を行っている。

センターの取扱いとして、暦年保管の法人文書については、センター法人文書ファイル管理簿の作成・取得年度等の欄には年度表記をし、併せて備考欄に暦年保管である旨の表記をすることとなっていることから、暦年保管としている本件法人文書ファイル（職員別給与簿）についても「特定年度」との記載となっているが、実際に同ファイルに含まれる法人文書は、特定年D1月1日から同年12月31日に作成した文書となる。

特定年度の職員別給与簿の保存期間は、センター法人文書ファイル管理簿において、「5年（暦年保管）」とされており、特定年Dの翌年の

特定年B 1月1日から5年後の特定年C 12月31日に保存期間が満了し、特定年月日付けで廃棄されている。したがって、その後の本件開示請求時点（令和2年5月25日付け）においては保存期間満了により既に廃棄されていた。

念のため、本件審査請求を受け、担当部署において、執務室内、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等を探索したが、本件対象保有個人情報の存在は確認できなかった。

なお、審査請求人は、「法テラスのHPでも公開されている『法人文書ファイル管理簿』では、職員別給与簿の保存期間は、『離職した日から起算して5年』となっている。」と主張するが、保存期間に「離職した日から起算して5年」という基準を設けていたのは、特定年度より後の2011年度ないし2016年度の職員別給与簿である。

## (2) 検討

本件対象保有個人情報は、職員別給与簿（特定年度）の開示請求者に関する部分であるところ、当審査会において、諮問庁からセンターの「法人文書ファイル管理簿」及び本件対象保有個人情報が記録された文書に係る「移管・廃棄簿」の提示を受けて確認したところ、上記(1)の諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、本件開示請求時点において保存期間満了により既に廃棄されていたとする諮問庁の説明は首肯でき、外に本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、センターにおいて本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

## 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、センターにおいて本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

## (第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲